

新型コロナウイルス感染症、 新規感染者が減少した中での生き方(1)

はじめに

新型コロナウイルス感染の新規感染者数の減少が続いています。東京の一日の最大の感染者数は2021年8月13日の5773人をピークに徐々に減少傾向を示し、最近の東京の1日の感染者数は50人を下回る状況が続いています(10月24日現在、最大1日新規感染者数の1%以下に減少)。この傾向は東京に限ったことではなく全国的にも同様で、新規感染者数が0の地域も多くなってきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の第五波が終息しても次の第六波への警戒を怠る訳にはいかず、新たな感染症の脅威に曝されていることも考える必要があります。現在は、9月末をもって全都道府県で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が全面解除され、感染者の少ない環境下で日常生活を再開する動きがいたるところで見られます。完全に新型コロナウイルス感染症が終息するまでは、我々の生活は新しいレベルでのウイズコロナの転換期を過ごすことになりそうです。

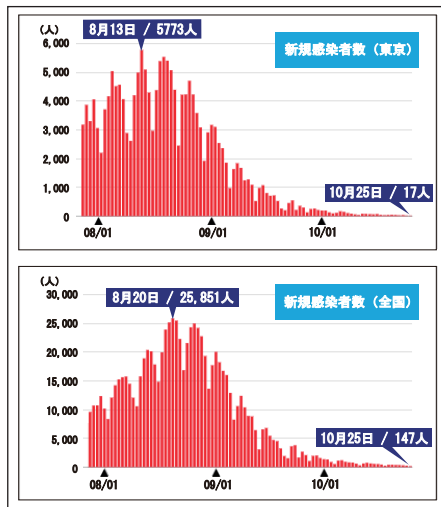


図1. 直近3ヶ月における新型コロナウイルス新規感染者数推移(10月25日時点)
(厚生労働省 データからわかる-新型コロナウイルス感染症情報-を元に作成)

新型コロナウイルス感染症と闘う武器も揃ってきた

新型コロナウイルスのウイルス自体の特性は多くの科学者の研究によって次第に明らかになりつつあります。また変異株の研究や、感染能力や重症化の解析も遺伝子レベルで進められています。こうした研究成果によって、前線の医療現場でも新型コロナウイルスに対する「闘う武器」が揃ってきました。

まず一つ目の武器は、接種率が70%以上になった新型コロナウイルスのワクチンです。菅前首相が積極的に推進したワクチン接種は一定の効果を示し、新型コロナウイルス感染症の新規感染者の減少と重症化の抑制が、ワクチン接種によっておそらく形成された集団免疫獲得の結果得られたように思われます。

二つ目の武器は、新型コロナウイルス感染症の軽症・中等症への中和抗体薬「ロナプリーブ」の点滴投与です。この点滴療法は症状悪化を抑え、新型コロナウイルス感染症の重症化をかなりの確率で抑えていると考えられています。さらに、現在承認申請中のメルク社の「モルヌピラビル」が承認されて全国の医療機関に行きわたれば、2年間続いた新型コロナウイルス感染症との闘いの勝利に向けた一筋の光が見えてくるように思われます。

新型コロナウイルス感染症と闘う武器は、入り口である感染を阻止するワクチン、罹患した初期に対応する経口薬、重症化を阻止するカクテル点滴療法といったように多様になっています。言いかえると、複数の局面やフェーズからの対応が可能になっているのです。

新型コロナウイルス感染症に対応する対処法の見直しを

新型コロナウイルス感染症の流行初期においては、「濃厚接触者は患者と接触してから起算して14日間の自宅待機を要するように」という厚生労働省の方針が示されていましたが、現在ではワクチン接種者や、軽症の自宅療養者の家族に対してまで同様の14日間の自宅待機を強いることはもはや過剰な対応になっています。そのため現状に対応した対処法としては、PCR検査や容易に施行できる抗原検査を併用し、症状と同時に評価すれば自宅待機期間の短縮が可能になると考えられます。

新型コロナウイルス感染症は、無症状・軽症の陽性者から感染が広がるのが特徴であり、この結果、医療環境が逼迫しているときは、医療機関以外での隔離(自宅療養、宿泊療養)といった法的根拠なき身柄拘束を実施せざるを得ず、人権侵害として極めて問題でした。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の第5条に「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない」という法に基づくことが可能ならば、この時期に自宅待機期間の見直しを図るべきであると思われます。

本来、法律に基づかないことで、「自治体はどうやって支援するか」、「誰の負担でどこまでの治療行為を行ってよいか」など、さまざまな問題が曖昧になったまま残っています。また、法律の裏付けがなければ、予算、人員、行動計画、どの程度の検査が必要かといった体制を事前に整備することができず、泥縄式の対応になってしまう現実もあります。新型コロナウイルス感染症は予想外の感染症なので、発生当初は根拠がない中で対応するもやむを得なかったかもしれませんが、これだけ時間が経っているのに立法措置がほとんどなされていないことは諸外国と比べると疑問に感じます。隔離が法律に書いていないなどという非常識な欠陥を見直し、現実的な対応ができるよう法改正する必要が差し迫った課題であると思われます。

今後は国民一人一人が自覚するしかないのかもしれない

9月末をもって全都道府県で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が全面解除されましたが、未だ終息ではなく、新規感染者が減少しただけの段階です。この状況で今後の我々の行動制限はどう変化するのか、少し考えてみましょう。

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されている段階では、飲食店などの事業者が要請に従わない場合には命令や公表ができましたが、解除後は命令や公表はできません。国や自治体からの要請自体は可能ですが、その発令はいずれも任意の要請のため罰則はありません。日本のこういった仕組みは一種の「ソフトロー(soft law)」であり、要請に厳格さはなく、緩やかで、むしろお願いごとに近いものです。

今後の任意の要請による行動制限という仕組みには、メリットとデメリットがあるでしょう。メリットは、その時その時の新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて柔軟に対策を変えることができ、人権制限としても程度が弱く、個人を束縛することはありません。一方デメリットは、「国が責任ある対応を取らなくなるのでは」という疑問が日常的に生じること、すべての陽性に強制力がないことで無視する人が増えてくると、要請を真面目に守っている人に不公平感を与えることです。

行動制限とは必要最小限でなければなりません。そういった意味では細かいルールを決めるより考え方を共有して現場で考えられるようにすることが求められるかもしれません。そして最低限守るべきポイントはあまり厳格ではない罰則で担保することかもしれません。

終わりに

新型コロナウイルス感染症の新規感染者が減少する中、今は新しいウイズコロナ下での生き方が模索されています。しかしながらこれは本当の意味での終息を迎えるまで続くことかもしれません。(続く)